



白馬村自治基本条例素案概要解説書

この資料について

この資料は、白馬村自治基本条例素案のパブリックコメント手続にあわせて作成した解説付き概要書です。条例素案の内容をわかりやすくお伝えするため、各項目に解説を加えています。ご意見をお寄せいただく際の参考としてご活用ください。

1 条例制定の背景と目的

白馬村は、北アルプスの雄大な自然環境と登山・スキーを通じた観光文化、相互扶助の精神に根ざした地域社会を育んできました。しかし近年、急速な国際化や移住者の増加による価値観の多様化、少子高齢化・人口減少といった社会構造の変化が、住民自治のあり方に大きな転換を迫っています。

こうした状況を踏まえ、村民・村議会・村長等がそれぞれの役割と責務を果たし、協働してまちづくりを推進するための自治の基本ルールを定めるものです。

💡 解 説

白馬村は、北アルプスの豊かな自然と観光文化、そして地域の人々が助け合いながら築いてきた地域社会という、他にはない強みを持っています。

一方で、近年は外国籍の方や移住者の増加、少子高齢化・人口減少など、村を取り巻く環境が大きく変わってきています。こうした変化の中でも、白馬村らしいまちづくりを続けていくためには、「誰が、何をすべきか」という自治の基本的なルールをあらかじめ明確にしておくことが重要です。

この条例は、村民・村議会・村長等のすべての主体が、それぞれの役割を果たしながら力を合わせてまちづくりを進めるための「共通の約束事」として制定するものです。

2 条例の性格

この条例は、白馬村における最上位の自治立法（いわゆる「自治体の憲法」）として位置付けられます。他の条例・規則の制定や法令の運用に当たっては、この条例との整合性を確保しなければなりません。

💡 解 説

国に日本国憲法があるように、白馬村にも村のすべてのルールの土台となる「自治の憲法」が必要です。この条例がその役割を担います。

白馬村には、福祉・環境・観光など様々な分野の条例や規則がありますが、それらはすべてこの条例の理念・原則に沿って解釈・運用されなければなりません。つまり、この条例は村の自治に関するすべての取組の出発点となる、最も重要な条例です。

3 条例の構成と主な内容

前文

白馬村の自然・文化・歴史を踏まえ、自治の理念を共有し、この条例を制定する趣旨を宣言しています。

💡 解 説

前文は、条例の「はじめに」にあたる部分です。法律的な効力を持つ条文ではありませんが、この条例を制定するに至った背景や思い、目指す方向性を宣言するものです。

北アルプスの豊かな自然・先人が築いた伝統文化・民宿文化に代表されるおもてなしの精神といった、白馬村ならではの誇りを確認した上で、多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる地域社会を築くことを宣言しています。条例全体の解釈の指針ともなる重要な部分です。

第1章 総則（第1条・第2条）

条 文	内 容
第1条（目的）	
	自治の基本理念・基本原則を定め、自治の推進を図ること
第2条（定義）	
	村民・行政区・事業者・村長等・まちづくり・自治・協働・条例等の定義

「村民」の定義は広く、村内に住所を有する者のほか、通勤・通学者、事業活動を行う者も含まれます。

💡 解 説

第1条は、この条例が「何のためにあるのか」を明確にする目的規定です。

第2条は、条例の中で使われる重要な言葉の意味を定義しています。特に注目していただきたいのが「村民」の定義です。一般的に「住民」というと村内に住んでいる方を指しますが、この条例では、**村内で働く方・通学する方・事業を営む方**も「村民」として位置付けています。

これは、白馬村に関わるすべての方々を自治の担い手として尊重し、まちづくりに参加していただきたいという考え方に基づいています。観光客や季節労働者など多い白馬村ならではの定義といえます。

また、「自治」とは「村民・村議会・村長等が主体となって、まちづくりを自ら考え運営すること」、「協働」とは「村民・村議会・村長等が対等な立場で協力しながら行動すること」と定義しており、この条例の核的な考え方を示しています。

第2章 自治の基本理念及び基本原則（第3条・第4条）

条 文	内 容
第3条（基本理念）	
	協働による自治の推進・人権尊重・不断的努力による自治の維持・発展
第4条（基本原則）	
	参画の推進・情報共有・説明責任・協働・地域特性の尊重・多様性の尊重

💡 解 説

第2章は、この条例全体の「価値観の核心」にあたる部分です。

第3条（基本理念） では、村民・村議会・村長等が「協働して自治を推進する」こと、「すべての人の人権を尊重する」こと、「不断の努力により自治を維持・発展させる」という3つの理念を定めています。自治は一度仕組みを作れば終わりではなく、常に協力して工夫し続けることで初めて維持できるという考え方が込められています。

第4条（基本原則） では、この条例を貫く6つの原則を定めています。

原 則	内 容
① 参画の推進	村民が積極的に村政に参加できるよう推進する
② 情報共有	村民は情報の提供を受ける権利を持つ
③ 説明責任	村議会・村長等は村民に分かりやすく説明する義務を負う
④ 協働	各主体が知恵と力を持ち寄り、役割を分担して協力する
⑤ 地域特性の尊重	白馬村の歴史・文化・自然を活かし、誰もが暮らしやすい社会を実現する
⑥ 多様性の尊重	多様な属性・文化・価値観を尊重したまちづくりを進める

これらの原則は、第3章以降の各条文の解釈・運用の基準となります。

第3章 各主体の権利、役割及び責務（第5条～第17条）

各主体の役割と責務を以下のとおり定めています。

条 文	内 容
村民（第5・6条）	村政参画・情報開示請求・行政サービスを受ける権利／まちづくりの担い手としての責務
こども（第7条）	意見表明権・参画権の保障／関係者によるこどもの最善の利益の考慮
高齢者（第8条）	知識・経験の活用と次世代への継承／村政参画権・安心して暮らす権利
行政区（第9・10条）	地域課題の解決・地域福祉の向上／村民の自主的加入と地域活動への参加

条 文	内 容
事業者（第 11 条）	
	地域との調和・自然環境の保全・適正な経費の分担
村議会・議員（第 12・13 条）	
	最高意思決定機関としての政策決定・監視機能／高い倫理観と誠実な職務遂行
村長（第 14 条）	
	公正・誠実な村政運営・財源確保・人材育成・情報提供
他の執行機関（第 15 条）	
	村長の責務に準じた責務・村長との協力
職員（第 16・17 条）	
	公正・誠実な職務遂行・村民との信頼関係構築・公益通報

💡 解 説

第 3 章は、まちづくりに関わるすべての主体について、それぞれの「権利」「役割」「責務」を定めた章です。「誰が何をすべきか」を明確にすることで、村全体が同じ方向を向いて動けるようにしています。

■ 村民（第 5・6 条）

村民は、村政に参加する権利・情報の開示を求める権利・平等に行政サービスを受ける権利を持っています。同時に、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりの担い手として積極的に行動することが求められます。権利と責務はセットです。

■ こども（第 7 条）

こどもは、一人の人間として尊重され、健やかに成長し、幸福な生活を送る権利を有しています。また、年齢や発達の程度に応じて、自らの意見を表明し、地域社会に参画する権利を有するとともに、その意見が尊重されることを定めています。これは、国のこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の理念を自治の基本理念として位置付けたものです。

■ 高齢者（第 8 条）

高齢者は、長年培ってきた知識・経験・能力を地域社会の発展に活かし、歴史・文化・生活の知恵を次世代へ伝える役割を担います。同時に、まちづくりの担い手として村政に参加する権利と、住み慣れた地域で安心して暮らす権利を持っています。

■ 行政区（第 9・10 条）

行政区は、地域の課題を解決し、地域福祉の向上と安全・安心な地域づくりに取り組む重要な組織です。住民等が加入しやすく、活動に参加しやすい環境づくりに努めることも定めています。

■ 事業者（第 11 条）

村内で事業を営む方々も地域社会の一員です。白馬村の自然環境・景観といった地域資源に支えられていることを認識し、その保全・活用に努めるとともに、地域づくりに積極的に参加することが求められます。

■ 村議会・議員（第 12・13 条）

村議会は村政における最高意思決定機関として、村民の意思に基づいて公平・公正に政策を決定し、村政を監視・評価する役割を担います。議員は高い倫理観と品位を保ち、村民全体の代表者として誠実に職務を遂行しなければなりません。

■ 村長・執行機関・職員（第14条～第17条）

村長は本村を統轄・代表し、公正かつ誠実に村政を運営します。職員は村民の視点に立ち、高い倫理観を保って職務を遂行するとともに、自らも地域社会の一員としてまちづくりに積極的に取り組むことが求められます。また、公益に反する行為を知った職員は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき速やかに通報できることも定めています。

第4章 情報の公開及び共有（第18条～第20条）

- 村政に関する情報は原則公開（第18条）
- 政策の各段階における説明責任の明確化（第19条）
- 個人情報の適切な保護（第20条）

💡 解 説

村民が村政に参加するためには、まず「情報」が必要です。何が起きているか、どのような政策が検討されているかを知らなければ、意見を言うことも判断することもできません。

第18条では、村政に関する情報は原則として公開しなければならないと定めています。情報の開示請求については、白馬村情報公開条例（平成12年白馬村条例第1号）によります。

第19条では、村長等が政策の立案・実施・評価・改善のすべての段階において、その内容や効果を村民に分かりやすく説明する責務（説明責任）を負うことを明確にしています。

第20条では、村が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び白馬村個人情報保護法施行条例（令和5年白馬村条例第1号）に基づき、適切に保護しなければならないことを定めています。

情報の公開と個人情報の保護は、ともに村民の権利を守るための重要な規定です。

第5章 参画と協働（第21条～第29条）

【参加】

- アンケート・意見交換会・ワークショップ・パブリックコメント手続等による多様な村民参加の機会の確保（第21・22条）
- 附属機関委員への公募制度の推進（第23条）
- 重要な条例・計画の策定・変更時のパブリックコメント手続の義務化（第24条）
- 意見・苦情等への誠実な対応と公表（第25条）
- 特に重要な政策に関する住民投票の実施（第26条）

【協働】

- 村民・村議会・村長等による協働のまちづくりの推進（第27条）
- 行政区の活動への支援（第28条）
- ボランティア活動等の公益的活動の推進（第29条）

💡 解 説

第5章は、村民が村政に「参加」し、各主体が「協働」するための具体的な仕組みを定めた章です。

【参加の仕組み】村民が村政に参加する方法は、選挙ではありません。この条例では、アンケート・意見交換会・ワークショップ・パブリックコメントなど、様々な方法で村民が意見を届けられる機会を設けることを求めています（第 21・22 条）。

附属機関の委員の公募（第 23 条）とは、村の審議会や委員会の委員を広く村民から募集する制度です。専門家だけでなく、様々な立場の村民の声を政策に反映させるための仕組みです。

パブリックコメント手続（第 24 条）とは、重要な条例や計画を作る際に、事前に案を公表して広く村民から意見を募る手続きです。この条例では、重要な条例・計画の策定・変更時にはパブリックコメントの実施を義務としています。これまでは、村の指針に基づいて運用してきたパブリックコメント手続を、この条例で定めるものです。

住民投票（第 26 条）は、村の特に重要な政策について、村民の意思を直接確認する必要があると認めるときに実施できる制度です。村議会及び村長は、その結果を尊重しなければなりません。

【協働の仕組み】村民・村議会・村長等が対等な立場で力を合わせるための仕組みも定めています。行政区の活動への支援（第 28 条）や、ボランティア活動・NPO 活動などの公益的活動への支援（第 29 条）も明記しており、村全体で地域課題に取り組む体制を整えます。

第 6 章 村政運営の基本的事項（第 30 条～第 38 条）

条 文	内 容
第 30 条（村政運営の基本原則）	
	公正・透明性の高い村政運営の原則
第 31 条（総合計画）	
	総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）の策定と最上位計画としての位置付け
第 32 条（財政運営及び財産管理）	
	健全な財政運営・財産管理・公共施設等の総合管理
第 33 条（行政評価）	
	行政評価の実施と結果の公表
第 34 条（行政手続）	
	行政手続の公正確保と透明性向上
第 35 条（政策法務）	
	地方自治の本旨に基づく政策法務の推進
第 36 条（法令遵守及び公益通報）	
	法令遵守・公益通報体制の整備・通報者保護

条 文	内 容
第 37 条（附属機関）	
	附属機関の設置と会議の原則公開
第 38 条（財政援助出資団体）	
	財政援助出資団体への適切な指導・監督

💡 解 説

第 6 章は、村の行政運営の基本的な仕組みを定めた章です。村民の皆さんの税金が適正に使われ、村政が公正・透明に運営されるための重要なルールが並んでいます。

総合計画（第 31 条）は、村の将来像と進む方向を定める最も重要な計画です。「基本構想（将来像・方向性）」「基本計画（施策）」「実施計画（具体的な事業）」の 3 層で構成され、他のすべての個別計画はこの総合計画と整合性を図ることとしています。

財政運営（第 32 条）では、最少の経費で最大の効果を挙げる健全財政の原則を定めるとともに、財政状況を分かりやすく村民に公表することを義務付けています。また、学校・道路・公民館などの公共施設について、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めることも定めています。

行政評価（第 33 条）とは、村が行う政策・施策・事業について「必要か」「効率的か」「効果があるか」の観点から評価し、その結果を公表する仕組みです。税金の使い道を村民が確認できる透明性確保の手段でもあります。

附属機関の会議公開（第 37 条）では、審議会などの会議を原則として公開し、会議録と資料を公表することを定めています。村民が村政の意思決定過程を確認できるようにするための規定です。

第 7 章 自然環境の保全と景観形成（第 39・40 条）

- ・ 北アルプスの山岳景観・田園風景・生物多様性の次世代への継承（第 39 条）
- ・ 建築物の形態意匠における地域の歴史・文化との調和の義務（第 39 条）
- ・ 地下水・湧水・河川等の水資源の保全と健全な水循環の継承（第 40 条）

💡 解 説

白馬村の最大の財産は、北アルプスの雄大な山岳景観と豊かな自然環境です。この章では、その自然と景観を「村の共有の財産」として現在の世代だけでなく、将来の世代にも引き継いでいくことを定めています。

景観の保全（第 39 条）では、建物を建てたり改修したりする際には、地域の歴史・文化・伝統的な特色と調和した外観・デザインにするように努めることを定めています。白馬村の美しい景観を守るため、村民・事業者・村長等が連携して取り組むことが求められます。

水資源の保全（第 40 条）では、北アルプス及び里山を源とする地下水・湧水・河川などの水環境が、人々の生命・健康の維持や産業活動の基盤であるとともに、美しい自然・田園風景を形成する重要な要素であることを明記しています。水質の保全と適正な利用に努め、健全な水循環を次世代に継承することを定めています。

第8章 安全・安心なまちづくり（第41条～第43条）

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のないこども・子育て支援（第41条）
- ・ 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現（第42条）
- ・ 要配慮者への配慮を含む総合的な危機管理体制の確立と防災まちづくりの推進（第43条）

💡 解 説

誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するための施策の方向性を定めた章です。

こども・子育て支援（第41条）では、妊娠・出産・子育てに関わる全ての方が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、妊娠期から子育て期にわたって**切れ目のない支援**を充実させることを定めています。また、地域全体でこどもの健やかな成長と子育て家庭を支える仕組みづくりを進めることを基本的な方向性として示しています。

保健・医療・福祉の充実（第42条）では、すべての村民が生涯にわたり心身ともに健康で、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・介護・福祉の施策を有機的に連携させる**地域包括ケアシステム**の推進を定めています。また、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが地域で共に生きる**地域共生社会**の実現をめざします。

危機管理と防災（第43条）では、村民だけでなく**旅行者等も含めた生命・身体・財産の保護**を定めています。高齢者・障がい者など特に配慮が必要な方（要配慮者）の安全確保に特別に配慮することも明記しています。村民・行政区・社会福祉協議会・国・他の地方公共団体と緊密に連携した防災体制を整備することとしています。

第9章 教育環境の充実（第44条～第46条）

- ・ 生涯にわたる学習機会の充実と人材育成（第44条）
- ・ 地域の歴史・文化・伝統等の文化資源の保存・継承・活用（第45条）
- ・ こどもが等しく教育を受ける機会の保障と地域全体での学びの支援（第46条）

💡 解 説

人が育つ環境を整えることは、地域の未来をつくることです。この章では、こどもから大人まで、生涯を通じた学びと文化の継承を支える施策の方向性を定めています。

生涯学習（第44条）では、村民が生涯にわたりあらゆる機会・場所で学べる環境の整備を求めています。また、自然との共生や生態系の保全に関する学習・体験活動の機会を充実させ、持続可能な地域づくりを担う人材を育てることも定めています。

文化・伝統の継承（第45条）では、地域の歴史・文化・伝統・文化財などの「文化資源」を村の共有の財産として位置付け、その保存・継承・活用を村民・事業者・村長等が協力して進めることを定めています。白馬村の誇りある文化を次世代へつなぐための重要な規定です。

教育環境の充実（第46条）では、こどもが等しく教育を受ける機会を保障するとともに、学校だけでなく地域全体でこどもの成長と学びを支える環境づくりを進めることを定めています。

第10章 観光まちづくりの推進（第47条）

- ・ 住む人と訪れる人が相互に尊重し合う持続可能な観光まちづくりの推進
- ・ 地域経済の発展、自然環境の保全、歴史・文化の保存、地域社会の維持・発展、村民の誇り・愛着の醸成を図る観光地経営の推進

💡 解 説

白馬村にとって観光は、地域経済を支える重要な柱です。この章では、観光を単なる「経済活動」としてではなく、**まちづくりの一環**として総合的に位置付けています。

キーワードは「**住む人と訪れる人が相互に尊重し合う**」という考え方です。観光客を受け入れることで地域が潤う一方、過度な観光化によって村民の生活や自然環境が損なわれることがあってはなりません。

この章では、地域経済の発展・自然環境の保全・歴史及び文化の保存・地域社会の維持発展・村民の誇りと愛着の醸成という、複数の目標をバランスよく実現する**持続可能な観光地経営**を進めることを定めています。村民・事業者・関係団体が協力して、白馬村らしい観光まちづくりを推進します。

第 11 章 連携及び交流（第 48 条～第 50 条）

- ・ 国・長野県との適切な役割分担のもとでの連携（第 48 条）
- ・ 近隣市町村等との広域連携によるまちづくり（第 49 条）
- ・ 姉妹都市・友好都市等との国内外の交流と多様な文化の共生（第 50 条）

💡 解 説

地域の課題は、白馬村だけで解決できるものばかりではありません。この章では、村の外との連携・交流の基本的な考え方を定めています。

国・長野県との連携（第 48 条）では、村の自主性・自立性を確保しながら、国・県と適切に役割を分担して連携することを定めています。地方自治の本旨に基づき、村が主体性を持ちながら国・県と協力する姿勢を明確にしています。

近隣市町村との連携（第 49 条）では、大町市・小谷村など北アルプス地域の市町村が連携して、広域的な課題（交通・防災・観光など）に取り組むことを定めています。

国内外の交流（第 50 条）では、姉妹都市・友好都市等との積極的な交流を通じて、異なる文化・価値観への理解を深め、国際的な視野を持つ人材を育てることを定めています。白馬村は国際的な観光地として多くの外国人が訪れ、居住する村でもあり、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めます。

第 12 章 条例の位置付け等（第 51 条～第 53 条）

条 文	内 容
第 51 条（条例の位置付け）	
	最上位条例としての位置付け・他の条例等との整合性確保
第 52 条（条例の普及啓発及び推進）	
	条例の普及啓発と推進体制の整備
第 53 条（条例の検証及び見直し）	
	5 年以内ごとの施行状況の検証と必要に応じた改正

💡 解 説

第12章は、この条例そのものの位置付けと、条例を「未来への道しるべ」となる仕組みを定めた章です。

第51条（条例の位置付け）では、この条例が村の最高規範であることを改めて確認し、他の条例・規則の制定や法令の運用に当たってはこの条例との整合性を確保しなければならないことを定めています。

第52条（普及啓発）では、村議会・村長等がこの条例を広く村民に知ってもらうための広報活動や学習機会の提供に努めることを定めています。条例は知られてこそ意味があります。

第53条（検証・見直し）は特に重要な規定です。この条例は、制定して終わりではありません。施行から5年以内ごとに、村民の意見を聴いた上で、社会情勢の変化や法令の改正等を踏まえて条例の内容が実情に合っているかを検証し、必要があれば改正することとしています。時代の変化に合わせて、常に「生きた条例」であり続けるための仕組みです。

附 則

- ・ 施行日：令和8年9月30日
- ・ 経過措置：現に存する条例等はこの条例の基本理念に基づいて解釈するものとし、整合性を図るために必要な措置を講じます。

💡 解 説

この条例は、令和8年（2026年）9月30日から効力を持ちます。

経過措置とは、新しい条例が施行される際に、すでにある条例・規則との間で生じる矛盾や混乱を防ぐための規定です。この条例の施行後も、現在ある白馬村の条例・規則はこの条例の基本理念に沿って解釈・運用されます。また、村長はこの条例と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置（他の条例の改正等）を講じることとしています。

4 この条例が目指す白馬村の姿

豊かな自然・文化・歴史を次世代へ継承しながら
誰もが安心して暮らせる包容力のある地域社会



村民・村議会・村長等が
それぞれの役割を果たし
対等な立場で協働することで実現

この条例が最終的に目指すのは、白馬村に関わるすべての人が「ここに住んでよかった」「ここに来てよかった」と感じられる地域社会の実現です。

そのために大切なのは、村民・村議会・村長等の誰か一人が頑張るのではなく、それぞれが役割を果たしながら対等な立場で力を合わせることです。

この条例は、そのための「共通の約束事」です。条例の内容をご理解いただき、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。